

海域の窒素・りん暫定排水基準案についての意見募集



環境省は、平成 25 年 5 月 13 日から 6 月 14 日までの間に、水質汚濁防止法に基づく閉鎖性海域の窒素・りんに係る暫定排水基準(案)についての意見を募集(パブリックコメント)すると発表しました。

水質汚濁防止法では、平成 5 年 10 月 1 日から、閉鎖性海域及びこれに流入する河川等の公共用水域を対象に、1 日当たり平均 50 立方メートル以上の排水量を放流している工場・事業場に対して窒素・りんに係る排水基準を適用しています。その際、直ちに一般排水基準に対応する事が著しく困難と認められる一定の業種については、暫定排水基準が設定されています。

暫定排水基準は平成 10 年、平成 15 年及び平成 20 年に見直しを行っており、現在、窒素について 5 業種、りんについて 2 業種の事業場に対して暫定排水基準が適用されています。今回の見直しでは、現行の暫定排水基準が平成 25 年 9 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定措置を定めるものとなります。

見直し案の内容は、下表の通りです。

				単位(mg/L)
	業種その他の区分	現行基準	見直し案	一般排水基準 (参考)
窒素	畜産農業 (豚房を有するものに限る)	190(150)	170(140)	120(60)
	天然ガス鉱業	160(150)	160(150)	
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物及びモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る)	5,000(3,850)	4,250(3,500)	
	酸化コバルト製造業	550(300)	400(120)	
りん	畜産農業 (豚房を有するものに限る)	30(24)	25(20)	16(8)
	りん化合物製造業 (縮合りん酸塩製造工程を有するものに限る)	40(10)	一般排水基準 へ移行	

※()内は日間平均

当社では、窒素・りんなどの排水分析に関して長年の実績があり、短納期で対応しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2013 年 5 月 13 日付 環境省報道発表資料

生活環境箇所 小野めぐみ